

農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 令和4年4月14日（木）午前9時30分～午前10時25分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（15人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	5 番	小菅 武次	7 番	飯田 秀治
8 番	辻 望	9 番	加藤 三久	10 番	小林 伸康
11 番	大石 徹也	13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子
16 番	大野 久美子	17 番	三田 久憲	18 番	豊田 栄美子
19 番	望月 広志				

4. 欠席委員（4人）

2 番	長谷 康郎	4 番	佐々木 平	12 番	平子 伸
15 番	近藤 啓子				

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，小河，田吹
農林水産課農政G 武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項 8 号 非農地証明願について（市証明）

報告事項 9 号 時効取得による移転について

報告事項 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 22 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 22 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号 10 番小林伸康様、議席番号 11 番大石徹也様をお願い申し上げます。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事

務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の4番は、譲受人は、利用農地1,114㎡を耕作されています。今回の申請地面積は3,702㎡ですが、この後ご審議いただきます第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の貸借権で468㎡申請されており、併せて5,284㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が2名、40年、15年が各1名です。通作時間は車で約7分です。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、3の10番は、譲受人は、利用農地7,792㎡を耕作されています。今回の申請地面積は608㎡で、併せて8,400㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴11年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴62年、42年、22年が各1名です。通作距離は約4kmです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の7番は、譲受人は、利用農地5,881㎡を耕作されています。今回の申請地面積は3,037㎡で、併せて8,918㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各1台、農用自動車を2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴45年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の1番は、譲受人は、利用農地21,206㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,426㎡で、併せて22,632㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、トラクター、田植機、乾燥機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作時間は徒歩で約5分です。必要な農作業について、年間

約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10 の 5 番は、譲受人は、利用農地 5,775 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 403 m²で、併せて 6,178 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、コンバインを各 1 台所有し、トラクター、田植機、農用自動車を各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 7 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 7 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 5 年、3 年が各 1 名です。通作距離は約 100m です。必要な農作業について、年間約 365 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、11 の 6 番は、譲受人は、利用農地 10,822 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,367 m²で、併せて 12,189 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 2 台、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 20 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 5 年が 3 名です。通作時間は徒歩で約 5 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12 の 2 番は、譲受人は、利用農地 8,430 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 482 m²で、併せて 8,912 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 2 台、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 40 年が 2 名です。通作時間は車で約 3 分です。必要な農作業について、年間約 150 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、22 の 11 番は、譲受人は、利用農地 8,202 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,059 m²で、併せて 9,261 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各 1 台、農用自動車を 2 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年です。通作時間は車で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 100 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 8 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

1 の 1 番は、借り人は、利用農地 1,114 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 468 m²ですが、先ほどご審議いただきました第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権で 3,702 m²申請されており、併せて 5,284 m²となり、耕作放棄地等はありません。以下、要件は先ほどご審議いただいた内容と同様で問題ありません。

以上 1 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 2 号議案は承認いたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1 の 3 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約 1,380m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は口座預金残高の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6 の 4 番は、近隣溶接業者ための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、白子地区市民センターから西へ約 990m に位置し、地区市民センターを中心とする半

径 1 km までの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲は既設水路に向けて勾配がある為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、4 月 8 日に現地確認を実施しております。

続きまして、7 の 111 番は、社会福祉施設用地（保育園駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、稻生地区市民センターから北へ約 750m に位置し、地区市民センターを中心とする半径 1 km までの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は鈴鹿市開発指導要綱に基づき、敷地内で一時貯留し、下流水路の能力に応じた排水を行います。周囲はコンクリート擁壁が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8 の 7 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南東へ約 890m に位置し、地区市民センターを中心とする半径 1 km までの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12 の 6 番は、近隣宗教法人のための墓地用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴鹿駅から南東へ約 530m に位置し、駅から周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は浸透枳により処理を行います。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、16 の 2 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、天名地区市民センターから東へ約 510m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は第三者の通帳の写し及び確約書ならびに金融機関による融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 5 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。

申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約800mに位置し、第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透で余水は既設水路へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の1番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3590mに位置し、第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上8件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、1の3番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南へ約1,760mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は鈴鹿市開発指導要綱に基づき、敷地内で一時貯留し、下流水路の能力に応じた排水を行います。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光発電事業の為、4月8日に現地確認を実施しております。

続きまして、1の5番は、隣接建築業者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから東へ約1,050mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土留め及びコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の4番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、

農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は加佐登地区市民センターから南へ約700mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲は石積みが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、4の7番は、近隣建設業者のための資材置場兼駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、牧田地区市民センターから南東へ約1,550mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確保しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は擁壁が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月8日に現地確認を実施しております。

続きまして、5の2番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから東へ約100mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の8番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約2,730mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の10番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、旭が丘公民館から南へ約370mに位置し、公民館から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は

上水道。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の9番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、鈴鹿駅から北東へ約70mに位置し、駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、16の1番は、近隣鉄鋼業者のためのクレーンヤード設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、天名地区市民センターから北東へ約1,470mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月8日に現地確認を実施しております。

以上9件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案に入る前に、先ほどご説明いたしました第3号議案に一部修正がございましたので、報告させていただきます。第3号議案19の5番、22の1番につきまして、農地区分の判断基準の説明の中で、第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しないというご説明をさせていただきましたが、これは誤りでございまして、判断基準は第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない第2種農地ということでございます。訂正してお詫び申し上げます。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

1 ページ目1番から3番は、国府地区です。1番は、使用貸借です。2番は、米35kg相当の金納です。3番は、米30kgの物納です。

2 ページ目4番から3ページ目15番は、庄野地区です。4番は、1筆500、0

00円での所有権の移転です。5番は、使用貸借です。6番は、1筆8,000円の金納です。7番から14番は、1筆米30kgの物納です。15番は、米60kgの物納です。

4ページ目16番から18番は、加佐登地区で使用貸借です。

5ページ目19番から21番は、牧田地区です。19番及び20番は、使用貸借です。21番は、13,000円の金納です。

6ページ目22番から7ページ目28番は、石薬師地区です。22番及び23番は、経営移譲による親子間での賃貸借権の移転です。24番から26番は、使用貸借です。27番は、米30kg相当の金納です。28番は、米60kgの物納です。

8ページ目29番から33番は、白子地区です。29番は、使用貸借です。30番は、米15kg相当の金納です。31番から33番は、米15kgの物納です。

9ページ目34番から10ページ目37番は、稻生地区です。34番は、農地中間管理事業を通した使用貸借です。35番は、農地中間管理事業を通した米20kgの物納です。36番は、米20kgの物納です。37番は、米60kgの物納です。

11ページ目38番は、飯野地区で使用貸借です。

12ページ目39番から21ページ目92番は、河曲地区です。39番から90番は、経営移譲による親子間での使用貸借権、賃貸借権の移転です。91番は、米35kgと50kgの物納です。92番は、13,000円の金納です。

22ページ目93番から24ページ目109番は、一ノ宮地区です。93番から95番は、経営移譲による親子間での賃貸借権の移転です。96番は、使用貸借です。97番は、使用貸借と米35kgと50kgの物納です。98番及び99番は、米25kg相当の金納です。100番は、米25kgと35kgと50kg相当の金納です。101番及び102番は、米50kg相当の金納です。103番から105番は、米25kgの物納です。106番は、米35kgの物納です。107番は、米25kgと50kgの物納です。108番及び109番は、米50kgの物納です。

25ページ目110番から114番は、箕田地区です。110番は、米10kg相当の金納です。111番は、米25kgの物納です。112番は、米10kgと35kgの物納です。113番は、米25kgと50kgの物納です。114番は、米25kgと35kgと50kgの物納です。

26ページ目115番から28ページ目122番は、玉垣地区です。115番は、農地中間管理機構を通した米25kgの物納です。116番は、米25kg相当の金納です。117番は、米30kg相当の金納です。118番は、米35kgと50kg相当の金納です。119番は、米60kg相当の金納です。120番及び121番は、使用貸借と米25kgの物納です。122番は、米30kgと45kgの物納です。

29ページ目123番から127番は、若松地区です。123番及び124番は、農地中間管理機構を通した5,000円の金納です。125番は、農地中間管理機構

を通した5,000円と7,000円の金納です。126番は、米35kg相当の金納です。127番は、米50kgの物納です。

30ページ目128番は、神戸地区で米25kg相当の金納です。

31ページ目129番から32ページ目138番は、栄地区です。129番から134番は、使用貸借です。135番から137番は、米30kg相当の金納です。138番は、米50kgの物納です。

33ページ目139番から142番は、井田川地区です。139番は、農地中間管理機構を通した1,700円と5,000円の金納です。140番は、農地中間管理事業を通した米30kgと50kgの物納です。141番及び142番は、米30kgの物納です。

34ページ目143番から145番は、久間田地区です。143番は、1筆288,600円と594,000円の所有権の移転です。144番及び145番は、10,000円の金納です。

35ページ目146番から36ページ目154番は、椿地区で使用貸借です。

37ページ目155番から158番は、深伊沢地区です。155番は、農地中間管理機構を通した5,000円の金納です。156番は、使用貸借です。157番及び158番は、10,000円の金納です。

38ページ目159番から164番は、鈴峰地区です。159番から161番は、使用貸借です。162番及び163番は、10,000円の金納です。164番は1筆20,000円の金納です。

39ページ目165番及び166番は、庄内地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から11につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から11の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。